

# 認可外保育施設・一時預かり事業・ 病児保育事業・ファミサポ事業利用者向け

# 幼児教育・保育の無償化のための申請案内 (子育てのための施設等利用給付認定)

<u>幼児教育・保育の無償化のために必要となる、「子育てのための施設等利用給付認定」の申請手続きに</u>ついてのご案内です。内容をよくご確認の上、申請してください。

#### 【申請手続き等のお問い合わせ先】

#### 利府町保健福祉部子ども支援課保育係

〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地(利府町役場内)

電 話:022-767-2196 FAX:022-767-2102

メールアドレス: hoiku@rifu-cho.com

※ 月曜日から金曜日(土日祝日除く) 8:30から17:15まで

### 1 無償化の対象となる経費

利用料(保育料)

3歳児(当年4月1日時点で3歳)から5歳児(小学校就学前)までの児童は、「月額37,000円」まで無償となります。

<u>〇歳児から2歳児(当年4月1日時点で2歳)までの児童は、市町村民税非課税世帯の場合、</u> 「月額42,000円」まで無償となります。

- ※ 食材料費(給食費)や通園送迎費、行事費等は無償化の対象外です。
- ※ 請求手続きについては、4ページ「5 施設等利用給付の請求手続きについて」をご覧ください。

# 2 幼児教育・保育無償化の概要

#### (1) 認定区分・対象児童について

お子さんの利用する施設の利用料等が無償化となります。無償化の対象となるには、保育の必要性があることを要件とする「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。 この認定は、お子さんの年齢によって第2号又は第3号認定となります。

給付認定区分	要件	保育の必要性
第2号認定	<u>令和6年4月1日時点で3歳以上</u> の児童	<b>*</b> 0
第3号認定	令和6年4月1日時点、3歳未満で市町村民税非課税世帯に 属する児童	あり

- ※ 第3号認定における非課税世帯の判定は、4~8月分までは前年度の世帯状況、9~翌年3月分までは当年度の世帯状況で算定します。
- ※ 町外から転入した世帯については、免除判定のため課税証明書の提出が必要な場合があります。詳細については、別紙「幼児教育・保育の無償化のための申請をする方へ」をご確認ください。

# (2) 申請要件

お子さんと保護者が幼稚園等の利用開始日時点において、利府町に住んでいる方が申請できます(利府町に住民票があることを原則とします。)。

### (3) 保育の必要性の事由について

第2号認定又は第3号認定を受けるには、上記の要件に加えて、保育の必要性が要件となります。保護者(父母等それぞれ)が次の事由に該当する場合は、保育の必要性が認められ、利用料が無償化となる対象となります。

こなります。			
保育の必要性の認定に該当する事由		認定の有効期間	
① 就労	1か月に64時間(最低条件として1日4時	最長、就学前まで(就労証明書等に基づ	
	間以上かつ月16日) 以上労働している場合	<)	
	(自営業、夜間勤務、内職等を含む)		
	※ 育児休業中の場合、施設等の利用開始日		
	の翌月末日までに復職する場合のみ対象		
② 妊娠 • 出産	妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困	出産予定日の8週前に応当する日から、	
	難な場合	出産日から起算して8週間を経過する	
		日の翌日が属する月の末日まで(多胎児	
		の場合は出産予定日の14週前に応当	
		する日から認定可)	
③ 疾病•障害	病気にかかり、もしくはけがをし、又は精神	最長、就学前まで(診断書等に基づく)	
	もしくは身体に障害を有している場合		
④ 介護・看護	家庭内の親族を常に介護・看護している場合	最長、就学前まで	
	(1か月に64時間以上)		
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当	最長、就学前まで	
	たっている場合		
⑥ 求職活動	求職活動中である場合	認定開始日から90日又は3か月のう	
		ち短い期間を経過する月の末日まで	
⑦ 就学	1か月に64時間以上就学している場合(学	通学期間中	
	生、職業訓練などのうち通学を要するもの)		
8 その他	上記の事由の他、特別な事情があり保育がで	最長、就学前まで	
	きない場合		

<sup>※</sup> 下のお子さんの育児休業取得時に、就労等で既に施設を利用しているお子さんがおり、継続利用の必要がある場合、下のお子さんの1歳の誕生日の前日が属する月の末日まで、上のお子さんに係る認定を受けることができます(育児休業期間が記載された就労証明書が必要です。)。

# 3 給付認定の取り消し等について

施設等利用給付の認定を受けた後でも、下記に該当することとなった場合等には、施設等利用給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。

#### (給付を受けることができなくなる場合の例)

#### 〇 利府町外に居住する場合

利府町内に居住していることが、利府町から給付認定を受けるための要件の1つです。そのため、利府町外に転居した場合は、速やかに転居先の市区町村へ別途給付認定の申請を行うことが必要となります。

#### ○ 保育を必要とする認定を受けることができなくなった場合

第2号・第3号認定の場合、「労働を理由に認定を受けたが退職した(月64時間以上労働をしなくなった)」、「疾病を理由に認定を受けたが完治した」など、保育を必要とする事由がなくなった場合は、第2号・第3号認定が取り消され、利用料が無償化の対象外となります。保育を必要とする事由に変更があった場合は、「特定教育・保育施設等入所児童状況変更届」とともに、変更内容を確認することのできる書類を速やかに提出してください。

#### ○ 給付認定期間が満了となった場合

求職活動中、出産、就学等を理由に第2号・第3号認定を受ける場合、認定期間が制限されます。継続して保育が必要になる場合は、認定期間満了までに「特定教育・保育施設等入所児童状況変更届」と保育を必要とすることを証明する書類(就労証明書等)を提出してください。

# 4 申請手続きについて

- (1)提出先•提出期限
- ① 提出先

利府町保健福祉部子ども支援課保育係(役場1階3番窓口)

② 提出期限

4月から利用の場合:表紙参照

5月以降利用の場合:**利用したい月の前月20日まで**(通園している幼稚園が指定する期日まで)

### (2)提出書類

- ① 子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書
  - ※ きょうだいで同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ申請書を提出してください。
- ② マイナンバー関連書類

施設等利用給付認定の申請にあたり、次の(ア)~(ウ)の書類を提出してください。提出する際は、専用の封筒に入れ、封かんして提出してください。

- (ア)マイナンバー記入票 ※指定様式
- (イ)保護者(記入用紙の「申請者名」欄に記載している方1名)の個人番号を確認できる書類(以下のいずれか)の写し
  - □ 個人番号カード(顔写真入り)⇒この場合、(ウ)の書類の提出は不要です
  - □ 個人番号の通知カード(記載事項が現在と異なる場合は不可)
  - □ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書
- (ウ) 保護者(記入用紙の「申請者名」欄に記載している方1名)の身元確認ができる書類(以下のいずれか)の写し
  - □ 顔写真付きの証明書1点

運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付)、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード等

- □ 顔写真付きの証明書をお持ちでない場合は、以下の証明書など2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、恩給証書 等
- ※ きょうだいが同時に申請する場合、「マイナンバー関連書類」は世帯で1部の提出で構いません。
- ③ 【第2号・第3号由請のみ】保育を必要とすることを証明する書類(父母等それぞれについて必要です

【第2号・第3号申請のみ】保育を必要とすることを証明する書	類(父母寺それぞれについ(必	要で9)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		)]
●就労証明書 ※指定様式 ← 自営業(商業、農業等)、内閣		)]
●母子健康手帳の写し(父母の名前・出産予定日が記載された	に箇所の写し) 【 母 】	
口疾病・障害(病気にかかり、もしくは怪我をし、又は精神を	らしくは身体に障害を有している	5場合)
●診断書の原本又はその写し( <b>保育を必要とすることの記載</b> が	<u>があるもの</u> )	
	【父・母・その他(	)]
●(    )手帳の写し	【父・母・その他(	)]
※ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のし	)ずれかを記入(4の「介護等」	も同様)
□介護等(1か月に64時間以上、家庭内の親族を常に介護・<	<b>賃護している場合)</b>	
●看護(介護)状況等申告書 ※指定様式	【父・母・その他(	)]
		/ 4
●診断書の原本又はその写し	【続柄(	)]
●診断書の原本又はその写し ●( )手帳の写し	【続柄( 【父・母・その他(	
		)]
● ( ) 手帳の写し	【父・母・その他(	)]
● ( ) 手帳の写し ●介護保険証の写し	【父・母・その他( 【続柄(	)]
<ul><li>● ( ) 手帳の写し</li><li>●介護保険証の写し</li><li>□就学(1か月に64時間以上就学している場合)</li></ul>	【父・母・その他( 【続柄(	)]
	□就労(1か月に64時間以上(1日4時間以上かつ月16日) ●就労証明書 ※指定様式 ← お勤めの方(就職内定者を含) ●就労証明書 ※指定様式 ← 自営業(商業、農業等)、内閣□出産(妊娠中又は出産後間がなく、兄姉の保育が困難な場合) ●母子健康手帳の写し(父母の名前・出産予定日が記載された) □疾病・障害(病気にかかり、もしくは怪我をし、又は精神を) ●診断書の原本又はその写し(保育を必要とすることの記載が) ●( )手帳の写し ※ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のに) □介護等(1か月に64時間以上、家庭内の親族を常に介護・者)	□疾病・障害(病気にかかり、もしくは怪我をし、又は精神若しくは身体に障害を有している ●診断書の原本又はその写し( <b>保育を必要とすることの記載があるもの</b> )  【父・母・その他( ●( )手帳の写し 【父・母・その他( ※ 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかを記入(4の「介護等」 □介護等(1か月に64時間以上、家庭内の親族を常に介護・看護している場合)

- ※ 求職活動の場合、添付書類はありません。
- ④ 保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書 ※指定様式
  - ※ 兄弟姉妹で同時に申請する場合でも、1人1枚ずつ申請書を提出してください。
- ⑤ 表紙「子育てのための施設等利用給付認定(幼児教育・保育無償化)のための申請書及び現況調書の提出について」記載の書類(該当者のみ)

### (3)特記事項

- ・きょうだいで同時に申請する場合は、上記(2)②・③・⑤の書類は世帯で1組の提出で構いません。 また、同時期に別施設(町認可保育施設等)にきょうだいが申請し、町に提出している場合は、提出不要 としますのでお申出ください。
- 単身赴任等で父母等が申請児童と別居している場合も、提出書類は父母等それぞれについて必要です。
- •「※指定様式」と記載のあるものは、子ども支援課窓口又は利府町ホームページから様式を入手して作成ください。
- 提出書類は、特に記載のない場合は原本提出となります。

## 5 施設等利用給付の請求手続きについて

施設等利用給付 (利用料) は、**保護者の方が利用施設にお支払いいただいてから、町へ請求手続き**をする 必要があります。

請求の受付は、原則「半年毎」(4~9月分を10月請求、10~翌3月分を4月請求)になります。 請求する際は、以下の書類を町に提出いただきます。詳細は保護者に直接または利用施設等を通じて案内予 定です(様式は利府町ホームページからダウンロードも可能です。)。

- ① 施設等利用費請求書(償還払い用) ※保護者が記入します
- ② 領収証 兼 特定子ども・子育て支援提供証明書 ※利用施設から発行されます

# く 注意事項確認 >

「子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書」は、申請書に記載の【申請にあたっての同意事項】 及びこのページに記載している事項に同意いただいた上で、提出いただきますので、内容について十分にご確認ください。

- 1 「子育てのための施設等利用給付認定申請書・現況調書」は、記入例をよく読み、保護者が漏れなく記入して提出してください。なお、きょうだいが同時に申請する場合は、児童1人につき1枚ずつ申請書の提出が必要となります(添付書類は1組で構いません)。
- 2 必要書類は、申請書に添付して必ず提出してください。必要提出が確認できない場合は、給付認定をすることができません。
- 3 施設等利用給付認定(第2号・第3号)を受けた場合、保育の必要性の認定事由の現況確認等のため、 給付認定後も年に1回程度、保育を必要とすることが証明できる書類の提出を求めさせていただきます。
- 4 就労証明書等の内容について勤務先に確認する場合がありますので、予めご了承ください。また、提出前に記入漏れや内容に誤りがないかご確認ください。
- 5 施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居家族の市町村民税課税状況及び住民基本台帳を閲覧・確認 させていただきます。
- 6 第2号・第3号認定において、求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間(無償化の対象となる期間)が制限されます。認定期間内に、保育の必要性の継続が確認できる書類の提出がなかった場合は、認定期間の満了日をもって無償化の対象外となります。また、保育の必要性の事由に該当しなくなった場合も、認定が取り消され、無償化の対象外となります。継続して保育が必要になる場合は、期間満了の1か月前頃までに期間満了後も保育を必要とすることが確認できる書類の提出が必要となります。
- 7 第2号・第3号認定において、育児休業からの復職を理由に申込みされる場合は、施設利用開始後2か 月後までに復職していただきます。復職後は復職年月日が記載された就労証明書を提出してください。ま た、申請時点で利用開始日の翌月末日までに復職ができないことが分かっている場合は、申請できません。
- 8 申請内容に虚偽があった・事実と相違した場合や、申請内容に変更が生じたがその連絡がなかった等の場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。